

消防予第 367 号  
令和 7 年 9 月 5 日

各都道府県知事  
各指定都市市長

殿

消防 庁 長 官  
(公 印 省 略)

### 令和 7 年秋季全国火災予防運動の実施について

本年の秋季全国火災予防運動については、令和 7 年 11 月 9 日から 15 日までの 7 日間にわたり、別添「令和 7 年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進をお願いいたします。

なお、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。

## 令和7年秋季全国火災予防運動実施要綱

### 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

全国の火災の状況をみると、住宅火災の件数及び死者数は、平成17年から令和2年にかけて減少傾向が続いているが、令和3年からは再び増加傾向にある。死者数の内訳として、65歳以上の高齢者が7割を超えており、今後予想される更なる少子高齢化や高齢者単身世帯の増加等を勘案すると、高齢者の人命安全確保は喫緊の課題となっている。

また、近年の大規模地震では電気に起因する火災が多く発生しており、先般見直しが行われた南海トラフ地震の被害想定においても、火災によるおおきな物的被害及び人的被害が想定されているところであり、感震ブレーカーの設置をはじめとする地震火災対策を推進する必要がある。

加えて、令和7年2月の岩手県大船渡市における林野火災をはじめとして、全国各地で発生した林野火災により甚大な被害が生じており、林野火災の火災予防対策をより一層推進していく必要がある。

このような状況を踏まえ、下記2及び3の項目を中心として火災対策の推進を図る。

### 2 重点推進項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

### 3 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 放火火災防止対策の推進

### 4 防火標語（2025年度全国統一防火標語）

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

### 5 実施期間

令和7年11月9日（日）から11月15日（土）までの7日間